

桜井市告示第 137 号

桜井市事業承継支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

桜井市長 松 井 正 剛

桜井市事業承継支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域企業の事業承継問題解決、事業活動の活性化及び従業員の雇用維持の実現を図るため、市内中小企業者等で事業承継を行う者に対し、事業承継に必要な専門事業者に支払う費用の一部について、市長が予算の範囲内で、桜井市事業承継支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小事業者等 市内において事業を営む法人（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又は同条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。）又は個人事業者をいう。
- (2) 支援機関 桜井市事業承継地域ネットワーク参加機関及び奈良県事業承継・引継ぎ支援センターをいう。
- (3) 専門事業者 税理士事務所、法律事務所、金融機関その他の事業承継に関する専門的知識を有する事業者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、支援機関による支援を受けて事業承継を実施する中小事業者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に主たる事業所を有する個人又は法人であり、かつ、5 年以上継続して市内で同一事業をおこなっていること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定

による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (3) 桜井市事業承継地域ネットワークが主催する個別相談会を利用したこと。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 補助金交付を受けたのち、3年を超えて市内で営業を継続する予定であること。
- (6) 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)について、国又は地方公共団体が支出する補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)以下この号において「法」という。)

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

エ 政治活動、宗教活動等を目的とする事業者

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者

カ その他補助金の交付を受けることが適当でないと市長が認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が次の各号に掲げる専門事業者に支払う事業承継支援に係る経費とする

- (1) 初期診断に要する経費
- (2) 企業の課題分析に要する経費
- (3) 企業評価の実施に要する経費
- (4) 企業概要書の作成に要する経費
- (5) コンサルティングに係る経費

- (6) マッチング登録に係る経費
 - (7) 前各号に掲げる経費のほか、市長が認める経費
- 2 前項の規定にかかわらず、顧問料及びこれに類するものは、補助対象経費としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、30万円を上限とする。

2 補助金の交付回数は、同一補助対象者につき1回限りとする。

(事業計画の認定申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、桜井市事業承継事業計画認定申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出し、事業計画の認定を受けなければならない。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 支援機関の支援を受けて作成した事業計画書（第3号様式）
- (3) 支援機関が発行した事業計画書作成証明書（第4号様式）
- (4) 収支予算書（第5号様式）
- (5) 事業所付近見取図
- (6) 補助対象経費に係る見積書の写し（委託内容が分かるもの）
- (7) 桜井市税において滞納がない証明書
- (8) 主たる事業所の所在がわかる書類（個人事業主にあつては確定申告書の写し、法人にあつては登記事項証明書）
- (9) その他市長が必要と認める書類

(事業計画の認定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、当該内容を審査し、適当と認めるときは、事業計画の認定をし、当該申請者に対し桜井市事業承継事業計画認定通知書（第6号様式）により通知するものとする。この場合において、市長が補助金交付の目的を達するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業計画の変更)

第 8 条 前条の規定により事業計画の認定を受けた申請者（以下「計画認定者」という。）が、やむを得ない理由により当該事業計画に係る事業内容及び補助対象経費の変更（変更内容が補助対象経費のみの変更であって、補助対象経費の合計額が変更前の補助対象経費の合計額と比較して補助金算定額に変更が生じないもの又は 20% の範囲内での減額であるものを除く。）をしようとするときは、桜井市事業承継事業計画の変更認定申請書（第 7 号様式（その 1））に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、認定を受けなければならない。

- (1) 第 6 条に掲げる書類のうち、変更する事項に係る書類
- (2) 事業内容の変更（第 7 号様式（その 2））
- (3) その他市長が必要と認める書類

（事業計画の変更認定）

第 9 条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、当該内容を審査し、第 7 条の規定により認定した補助金算定額に変更が生じたときは、事業計画の認定を変更し、当該計画認定者に対し、桜井市事業承継事業計画認定通知書（第 6 号様式）により通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第 10 条 計画認定者が、事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに桜井市事業承継事業計画認定事業の中止（廃止）承認申請書（第 8 号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（指示及び検査）

第 11 条 市長は、計画認定者に対し、必要な指示、書類・帳簿等の検査及び立入検査を行うことができる。この場合において、立入検査等への協力が得られない場合は、市長は、事業計画の認定を取消しすることができる。

（補助金の交付申請）

第 12 条 事業計画の認定を受けた事業が完了し、補助金の交付申請をしようとする計画認定者（以下「交付申請者」という。）は、桜井市事業承継支援補助金交付申請書（第 9 号様式（その 1））に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 支出決算書（第 9 号様式（その 2））
- (2) 領収書及び委託契約書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第 13 条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めるときは、桜井市事業承継支援補助金交付決定通知書（第 10 号様式）により、交付申請者に通知するものとする。

2 補助金額の確定通知は、前項の規定による通知をもって代えるものとする。

（実績報告）

第 14 条 補助金の交付に係る実績報告については、第 12 条に規定する交付申請によりなされたものとみなす。

（請求及び交付）

第 15 条 第 13 条の交付決定を受けた交付申請者（以下「補助事業者」という。）は、桜井市事業承継支援補助金に係る補助金交付請求書（第 11 号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（事業計画認定・交付決定等の取消し等）

第 16 条 市長は、計画認定者又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業計画認定の全部若しくは一部又は補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消しすることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 事業計画認定の際に付した条件に違反したとき。
- (3) 事業計画認定を受けた事業の完了後 180 日以内に交付申請を行わないとき。
- (4) 補助金を目的外に使用したとき
- (5) 補助金を不当に使用したと認められるとき又は使用しなかったとき。
- (6) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (7) 補助金交付を受けたのち、3 年以内に主たる事業所を桜井市外へ移転するとき。

(8) 事業の実施方法が補助金交付の趣旨にそぐわないと認められるとき。

2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても、同様とする。

(補助金の返還)

第 17 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の取消し等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、桜井市事業承継支援補助金返還命令書（第 12 号様式）により、補助事業者に期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類等の整備保管)

第 18 条 補助事業者は、補助金を充当する支出科目を明確にした帳簿を備えるとともに、当該支出を証する書類及び備品類等を整備し、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(取組状況の報告)

第 19 条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日の属する年度以降 3 年間、各年度の事業承継に係る取組状況について、翌年度の 4 月 15 日までに事業承継取組状況報告書（第 13 号様式）により市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、新たな代表者への経営の引継ぎの完了又は引継ぎの最終合意契約を締結したときは、当該年度の取組状況報告書にあっては、引継ぎの完了又は契約締結日から 15 日以内に提出しなければならない。

(法令等の遵守)

第 20 条 補助事業者は補助対象事業を実施するにあたり、この要綱の規定のほか、関係法令を遵守しなければならない。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

住 所
名 称
代表者の役職・氏名
署名又は記名押印
※法人の場合は、記名押印してください。

桜井市事業承継支援事業計画認定申請書

桜井市事業承継支援補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業計画の目的及び内容
事業計画書のとおり
2. 主たる事業所の所在地
桜井市
3. 事業計画の開始日及び完了予定日
事業計画の認定日 ～ 年 月 日
4. 補助金算定額及び補助対象経費
補助金算定額 円
補助対象経費 円
5. 関係書類
 - 誓約書（第 2 号様式）
 - 支援機関の支援を受けて作成した事業計画書（第 3 号様式）
 - 支援機関が発行した事業計画書作成証明書（第 4 号様式）
 - 収支予算書（第 5 号様式）
 - 事業所付近見取図
 - 補助対象経費に係る見積書の写し（委託内容等が分かるもの）
 - 桜井市税において滞納がない証明書
 - 主たる事業所の所在がわかる書類
（個人事業主にあつては確定申告書の写し、法人にあつては登記事項証明書）

第 2 号様式（第 6 条関係）

誓 約 書

私は、申請者である私及び私が代表者である法人等が下記に該当することを誓約します。

記

- 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者、第 5 項に規定する小規模企業者又は個人事業者であること。
- 本人及び役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。貴職において必要と判断した場合に、申請書類に記載の個人情報情報を警察に提供することについて、異議を申し立てないこと。
- 政治活動、宗教活動等を目的とする事業者でないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者ではないこと。
- 営業に関して必要な許認可等を取得していること。
- 国または地方公共団体が支出する補助金等を受けた又は受けようとする場合、その補助金等が本補助金と重複していないこと。
- 申請時点において、廃業の計画はなく、本補助金交付を受けたのち 3 年を超えて桜井市内で営業を継続する予定であること。
- 提出書類の記載事項に虚偽等があった場合は、補助金の全部又は一部を一括返還すること。
- 交付決定後の申請者名及び事業所所在地の公表について、異議を申し立てないこと。
- 本事業完了から 3 年間、各年度の事業承継に係る取組状況について、桜井市に報告を行うこと。

年 月 日

(宛先) 桜井市長

申 請 者
住 所
名 称
代表者職氏名

(注 1)「代表者職氏名」欄には、記名押印（代表者印、個人事業主の場合は署名）してください。

(注 2)該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。

第 3 号様式（第 6 条関係）

事業計画書

1 申請者の概要

住所 (所在地)			
名称			
代表者の 役職・指名			
主たる事業所 の所在地			
資本金 (法人の場合)		設立年月日 (開業年月 日)	年 月 日
従業員数		業種	
事業内容 及び組織			
担当者名			
電話・FAX			
E-mail			
支援を受ける 支援機関			
個別相談会 参加日	年	月	日

※「事業内容及び組織」は、会社案内等の添付により省略できます。

2 事業承継を図るための具体的な取り組み

項目	内容
事業承継に向けた事業の方向性	
株式・財産の承継方法	
承継予定者の有無 (あれば詳細記載)	
その他	
事業承継完了 予定時期	

3 事業承継に係る委託内容等

専門事業者	事業者名： 所在地： 担当者： 電話番号：
契約締結予定日	年 月 日
委託内容等	<input type="checkbox"/> 初期診断 <input type="checkbox"/> 企業の課題分析 <input type="checkbox"/> 企業評価 <input type="checkbox"/> 企業概要書の作成 <input type="checkbox"/> コンサルティング <input type="checkbox"/> マッチング登録 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 該当するもの全てにチェックしてください。
※ 複数事業者と契約する場合、この欄を追加し、事業者ごとに記入してください。 ※ 契約の締結は、事業計画認定通知を受け取った後に行ってください。	

第 4 号様式（第 6 条関係）

事業計画書作成証明書

桜井市事業承継支援補助金交付申請書に添付した事業計画書は、
_____において、申請者_____に
対して事業承継支援を行い、作成した事業計画書に相違ないことを
証明します。

年 月 日

作成機関（証明者）

所在地

名 称

印

第 5 号様式（第 6 条関係）

収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

項目	金額	備考
市補助金		
自己資金		
その他		
計	①	

2 支出の部

（単位：円）

専門事業者名	委託内容等	補助対象経費
計		②

※ 収入の部の金額の計（①）と、支出の部の経費の計（②）は一致します。

第 6 号様式（第 7 条・第 9 条関係）

第 年 月 号
日

桜井市長



桜井市事業承継事業計画認定通知書

年 月 日付で申請のあった桜井市事業承継事業計画については、桜井市事業承継支援補助金交付要綱第 7 条又は第 9 条の規定により、下記のとおり事業計画の（認定・変更認定）をしたので通知します。

記

1 計画の認定・変更認定した補助金算定額

補助対象経費 金 _____ 円

補助金算定額 金 _____ 円

2 （変更の場合）変更の内容

3 計画認定の条件

- ・法令及び桜井市事業承継支援補助金交付要綱で定めるところに従うこと。

第7号様式（その1）（第8条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

住 所
名 称
代表者の役職・氏名
署名又は記名押印
※法人の場合は、記名押印してください。

桜井市事業承継事業計画の変更認定申請書

年 月 日付 第 号で計画認定を受けた事業について下記のとおり申請内容を変更したいので、桜井市事業承継支援補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて変更申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

第7号様式（その2）（第8条関係）

事業者名：

事業内容の変更

（単位：円）

変更前			変更後		
専門事業者名	委託内容等	補助対象経費	専門事業者名	委託内容等	補助対象経費
合 計					

第 8 号様式（第 10 条関係）

年 月 日

（宛先） 桜井市長

住 所
名 称
代表者の役職・氏名
署名又は記名押印
※法人の場合は、記名押印してください。

桜井市事業承継事業計画認定事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で計画認定を受けた事業を下記
のとおり中止（廃止）したいので、桜井市事業承継支援補助金交付
要綱第 10 条の規定により申請します。

記

1.中止（廃止）の理由

2.認定事業の中止の期間（廃止の時期）

第 9 号様式（その 1）（第 12 条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

署名又は記名押印

※法人の場合は、記名押印してください。

桜井市事業承継支援補助金交付申請書

年 月 日付 第 号で認定された事業承継計画について、補助金の交付を受けたいので、桜井市事業承継支援補助金交付要綱第 12 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 収支決算書（第 9 号様式（その 2））

2. 領収書及び委託契約書等の写し

第 9 号様式（その 2）（第 12 条関係）

支出決算書

事業者名：

（単位：円）

専門事業者名	委託内容等	補助対象経費
計		

第 10 号様式（第 13 条関係）

第 号

桜井市事業承継支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった桜井市事業承継支援補助金については、桜井市事業承継支援補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定をしたので通知します。

記

補助対象経費 円
補助金の額 円

年 月 日

住所(所在地)

名称

代表者の役職・氏名

桜井市長

印

第 11 号様式（第 15 条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

住 所
名 称
代表者の役職・氏名 印

桜井市事業承継支援補助金に係る補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた桜井市事業承継支援補助金について下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業名（事業承継事業計画認定通知書の日付を記載のこと。）
桜井市事業承継支援補助事業
（ 年 月 日計画認定）

2. 請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）
補助金交付決定額 _____ 円
補助金交付請求額 _____ 円

3. 口座情報

* 口座情報が記載された当該口座の預金通帳のページの
コピーを添付すること。（ゆうちょ銀行については、通帳
見開き下部に記載のある他の金融機関からの振込先部分）

振込先金融機関名	
金融機関コード（4桁）	
支店名	
店番号（3桁）	
預金の種別	
口座番号	
預金の名義(カタカナ)	

第 12 号様式（第 17 条関係）

第 号

桜井市事業承継支援補助金返還命令書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定した事業の桜井市事業承継支援補助金については、桜井市事業承継支援補助金交付要綱第 17 条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

1 返還金額 円

2 返還期限 年 月 日

年 月 日

住所(所在地)

名称

代表者の役職・氏名

桜井市長

印

第 13 号様式（第 19 条関係）

年 月 日

（宛先）桜井市長

住 所
名 称
代表者の役職・氏名
主たる事業所の所在地

事業承継取組状況報告書

年 月 日付け 第 号にて交付決定をうけた
桜井市事業承継支援補助事業について、桜井市事業承継支援補助金
交付要綱第 19 条の規定により、下記の通り報告します。

記

実施状況

1. 事業承継候補者を探している
2. 事業承継候補者があり、現在交渉中
3. 事業承継者を決定し、経営引継ぎのための事務処理（契約締結・
登記等）中
4. 事業承継に向けた活動を中断
（理由）
5. 事業承継に向けた活動を中止し、今後実施しない
（理由）
6. 新たな代表者への引継ぎ完了又は最終合意契約締結
（引継日又は契約日）
（承継先）

※ 3.又は 6.の場合は証明する書類を添付してください。